

総合技術監理部門について（現状）

1. 受験要件について

総合技術監理部門で求められる能力は、豊富な実務経験年数を通じて得られるものであること等から、他の技術部門に比べて、長い実務経験年数としている。以下のいずれかの業務経歴を有していることが必要である。

- ① 技術士補に登録して以降、技術士補として、7年を超える期間、指導技術士を補助している。
- ② 技術士補となる資格を有した日以降、監督者の指導の下で、科学技術に関する業務について、7年を超える期間従事している。
- ③ 科学技術に関する業務について、10年を超える期間従事している（技術士補となる資格を有した日以前の期間も算入できる。指導者や監督者の有無・要件を問わない。）。

2. 試験科目について

- ① 必須科目「総合技術監理一般」
以下の5つの内容について、課題解決能力及び応用能力を問う。
 - ・安全管理に関する事項
 - ・社会環境との調和に関する事項
 - ・経済性（品質、コスト及び生産性）に関する事項
 - ・情報管理に関する事項
 - ・人的資源管理に関する事項
- ② 選択科目
他の技術部門の必須科目及び選択科目（他の技術部門の技術士資格を有する者は免除）

3. 試験の概要

<筆記試験>

試験科目	問題の種類	試験方法		配点	試験時間
必須科目	「総合技術監理部門」に関する課題解決能力及び応用能力	択一式	40問出題全問解答	50点	2時間
		記述式	600字詰用紙5枚以内	50点	3時間30分
選択科目 ※1 ※2	(必須科目) 「技術部門」全般にわたる専門知識	択一式	20問出題 15問解答	15点	1時間30分
	(選択科目) 「選択科目」に関する専門知識と応用能力	記述式	600字詰用紙4枚以内	50点	2時間
	(選択科目) 「選択科目」に関する課題解決能力	記述式	600字詰用紙3枚以内	50点	2時間

※1 総合技術監理部門の「選択科目」は、他の部門における「選択科目」及び「必須科目」と同一内容。

- ※2 既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者は、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目が免除される。(技術士法施行規則第11条の2)

<口頭試験>

試験科目	試問事項	配点	試問時間
必須科目	総合技術監理部門の必須科目に関する技術士として必要な専門知識と応用能力(筆記試験における答案と業務経歴により試問)	60点	20分 (10分程度延長可)
選択科目 ※1 ※2	I. 受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(筆記試験における答案と業務経歴により試問)	40点	20分 (10分程度延長可)
	II. 技術士としての適格性及び一般的知識 i) 技術者倫理 ii) 技術士制度の認識その他	10点 10点	

- ※1 既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者は、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目が免除される。(技術士法施行規則第11条の2)
- ※2 ※1に該当する者は必須科目のみの試問とし、試問時間は20分とする。
- ※3 総合技術監理部門以外の技術部門と併願している場合は、選択科目に関する口頭試験は、総合技術監理部門以外の技術部門の口頭試験にて別途行うこととし、必須科目の試問時間20分と合わせて40分とする。

4. 合否決定基準

(第2次試験)

<筆記試験>

試験科目	問題の種類等	合否決定基準
必須科目	択一式	60%以上の得点
	記述式	
選択科目※	「技術部門」全般にわたる専門知識	60%以上の得点
	「選択科目」に関する専門知識と応用能力	60%以上の得点
	「選択科目」に関する課題解決能力	

<口頭試験>

総合技術監理部門の必須科目に関する技術士として必要な専門知識及び応用能力	体系的専門知識	60%以上の得点
	経歴及び応用能力	60%以上の得点
技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力※		60%以上の得点
技術士としての適格性及び一般知識※	技術者倫理	60%以上の得点
	技術士制度の認識その他	60%以上の得点

- ※ 技術士法施行規則第11条の2の規定により選択科目の受験が免除される者を除く。